

中山間地域等直接支払事業交付金における不適切な事務処理事案について（続報）

壳木村が令和6年11月29日に刑事告発を行った事案について、令和8年2月19日に阿南警察署から検察庁へ書類送検されました。

1 告発事実

業務上横領罪（刑法第253条）

瑞穂集落の会計担当者が、当該集落に対し交付された中山間地域等直接支払事業交付金の一部を不正に流用し、令和4年～令和6年の間に約114万円の業務上横領を行った疑い。

2 発覚経緯

県及び村が実施した集落の書類検査において、集落会計担当者がこれまで村に提出してきた会計書類（通帳の写し等）を改ざんし、交付金を着服していたことが発覚。

3 被害額

刑法上の時効を越えて調査したところ、告発額以上の使途不明金を確認していることから今後も調査を継続し被害を明らかにしていく。

4 弁済

全額弁済の意向があり、現時点で着服金の一部について返納あり。

5 再発防止

実績報告時の添付書類である通帳の写しを改ざんしていたことから、全集落において通帳の原本確認を行う。集落が構成員へ支払う活動費等の現金支払いを廃止し、構成員本人の口座への振込を徹底する。総会および会計監査の実施を徹底する。等

壳木村役場

担当：松村（副村長）

電話：0260-28-2311

FAX：0260-28-2135

E-mail sangyo@urugi.jp